

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月24日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

磯田達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合規則第3号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、広域連合長は、特段の事由があると認めるときは、更新時期を別に定めることができる。
- 4 広域連合長は、前項の規定により更新時期を定める場合は、その期日及びその他必要な事項を告示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

新旧対照表

新	旧
<p>(被保険者証等の更新)</p> <p>第8条 省令第20条第1項の規定による被保険者証の更新及び省令第21条の規定による被保険者資格証明書の更新は、原則として1年ごとに行う。</p> <p>2 被保険者証及び被保険者資格証明書の更新時期は、8月1日とする。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、広域連合長は、特段の事由があると認めるときは、更新時期を別に定めることができる。</u></p> <p>4 <u>広域連合長は、前項の規定により更新時期を定める場合は、その期日及びその他必要な事項を告示するものとする。</u></p>	<p>(被保険者証等の更新)</p> <p>第8条 省令第20条第1項の規定による被保険者証の更新及び省令第21条の規定による被保険者資格証明書の更新は、原則として1年ごとに行う。</p> <p>2 被保険者証及び被保険者資格証明書の更新時期は、8月1日とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。